

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の船員保険被保険者の資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年6月15日であったと認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月1日から20年6月15日まで

A船舶を下船した昭和18年8月からB事業所のC船舶に乗船し、20年6月に軍に入隊するまでの間、船員として勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では18年9月1日から20年6月までの期間が未加入とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

D省によると、申立人は、昭和18年8月20日付けで海軍徴用船C船舶に甲船員として乗船し、下船の時期は特定できないものの、海軍から給与の支払いを受けていたことが確認できる。

また、申立人は、「昭和20年6月に陸軍に徴兵されたため、C船舶を下船した。」と供述しているところ、E県の記録によると、申立人は、昭和20年6月15日付けでF部隊に入営し、22年5月7日付けで帰国していることが確認できることから、申立人は、申立期間において海軍甲船員としてC船舶に乗船していたことが認められる。

さらに、戦争中に海軍に使用され、かつ、給与を支給される船員については、「海軍ニ使用セラルル船員ニ船員保険法適用ニ関スル件（昭和19年7月3日保発第407号）」において昭和19年4月1日付けで船員保険の被保険者資格を取得し、海軍に使用されなくなった翌日に同資格を喪失する旨の記載がある。

加えて、海軍甲船員であった期間のある者について、日本年金機構では、海軍徴用期間を明らかにすることができる書類を船員保険老齢年金裁定請求書に添付することにより、当該期間を被保険者期間として追加し、戦時加算の対

象とする取扱いを行っている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の海軍甲船員としての船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和19年4月1日、資格喪失日を20年6月15日に訂正し、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

また、標準報酬月額については、申立人の標準報酬月額を確認できる資料がないため、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条」の規定に基づき、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年9月1日から19年4月1日までの期間について、申立人は、海軍から給与が支給される海軍甲船員として軍属であったことは確認できるものの、日本年金機構は、C船舶が船員保険の適用船舶となっていたかについては確認することができないと回答しており、申立期間当時、同船が船員保険の適用船舶であったことを示す記録は見当たらない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和16年10月15日にG社を船舶所有者とする船員保険の被保険者資格を取得し、18年9月1日に同資格を喪失していることが確認できるが、これ以外に申立人が船員保険の被保険者資格を取得したことを示す記録は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和18年9月1日から19年4月1日までの期間については、申立人が船員保険被保険者として、船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和47年8月21日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月21日から48年7月21日まで
昭和45年4月に、A社に入社し、平成21年5月末に退職するまで、継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっていることに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びC健康保険組合の加入記録、B社が提出した申立人に係る在籍証明書、退職金支給明細票及び退職所得申告書から、申立人が、A社に昭和45年4月6日に入社し、平成21年5月31日に退職するまで継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社が保管する失業保険被保険者転入届受理通知書から、申立人が昭和47年8月21日にA社D事業所から同社本社に転勤したことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和48年7月21日となっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日が同年7月21日から47年7月21日に訂正され、その後に書き換えられた同名簿では申立人の資格取得日が訂正前の48年7月21日と記載されていることから、社会保険事務所（当時）が同名簿の書換えを行った際に、申立人の資格取得日を誤って記載したものと考えられる。

また、申立期間中の昭和48年3月8日付けで、申立人と同様にA社D事業所から同社本社に転勤した同僚は、「申立人は継続して勤務していた。申立人

が自分より先にA社D事業所から同社本社に転勤した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和47年7月21日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。しかし、A社D事業所における申立人の資格喪失日が同年8月21日となっていることから、申立人のA社の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年8月21日に訂正する必要がある。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年10月は44万円、同年11月は41万円、14年1月及び同年3月から同年5月までは44万円、同年6月は41万円、同年7月から同年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月1日から14年10月1日まで
現在も勤務しているA社の担当者から、平成13年9月の随時改定の届出が誤っていたとの説明があった。
申立期間の標準報酬月額について、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成13年10月は44万円、同年11月は41万円、14年1月及び同年3月から同年5月までは44万円、同年6月は41万円、同年7月から同年9月までは44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち平成13年9月、同年12月及び14年2月に係る申立人の給与台帳の各月の総支給額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンラ

イン記録の標準報酬月額（38 万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、平成 13 年 10 月、同年 11 月、14 年 1 月、同年 3 月から同年 9 月までの申立人の標準報酬月額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は不明と回答しているものの、同社が保管する社会保険事務所（当時）に届け出た被保険者標準報酬改定通知書により、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を随時改定前の 47 万円から 38 万円に改定する手続を社会保険事務所に行っていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る給与台帳に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額との差額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 21 日から 43 年 1 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社に係る厚生年金保険に加入していた昭和 39 年 9 月 21 日から 43 年 1 月 1 日までの期間について脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去の全ての被保険者期間を計算の基礎とすべきであるところ、B社の4か月間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、オンライン記録によると、脱退手当金の支給日は、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から6か月半後の昭和43年7月15日と記録されているところ、その時点で、申立人は、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付しており、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立人のA社に係る健康保険整理番号の前後25番以内に記録がある女性36人のうち、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和43年1月1日）の前後2年以内に同資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の支給要件（被保険者期間24か月以上）を満たしている者は18人いるところ、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は2人のみであることから、事業主による代理請求がなされた可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から62年3月まで

20歳の時、A県の大学に通学していたが、実家の母より国民年金の納付義務が発生したので国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始するとの連絡を受けた。

昭和59年11月から62年3月までの国民年金保険料納付記録について、年金事務所に照会を行ったところ、国民年金の加入及び保険料納付の事実がないとの回答であった。

申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿における申立人の同記号番号の前後の被保険者の加入年月日により、平成3年4月に払い出されたことが推認でき、これ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、平成2年4月1日とされており、申立期間当時、大学在学中であった申立人は、国民年金の任意加入対象者となることから、申立人は、遡って国民年金の被保険者となることはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の母は、既に死亡しており、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、

申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和24年7月28日から27年4月1日まで

昭和24年4月に公共職業安定所の紹介でA有限会社に入社した。在籍期間中、年に一度の大きな行事に3回ほど参加した記憶があり、3年ほど勤務していたと思うが、国（厚生労働省）の記録によると、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間が1か月間しかなく、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所については、社会保険事務所（当時）の記録によると、A株式会社（昭和17年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、適用事業所ではなくなった時期は不明。）とA有限会社（昭和26年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、32年4月1日に適用事業所ではなくなっている。）の2社が該当事業所として考えられるところ、申立期間当時において、A株式会社に係る商業登記簿謄本は見当たらず、A有限会社に係る商業登記簿謄本のみ確認でき、当該商業登記簿謄本に記載されている代表取締役は、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主と一致していることが確認できる。

これらのことから、申立てに係る事業所は、A有限会社であり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿においてA株式会社と記録されている事業所と同一の事業所であることが推認できる。

申立期間①について、申立人は、昭和24年4月にA有限会社に入社したと供述しているところ、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和24年6月1日以前に申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無い上、申立期間において整理番号に欠番は無い。

また、申立人と同日の昭和24年6月1日付けでA株式会社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「昭和24年4月に同級生3人でA

有限会社に就職した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該3人の同社に係る被保険者資格取得日は、同年6月1日が二人、同年6月4日が一人とされていることから、同社が入社後すぐに社員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、A有限会社において被保険者資格を昭和26年1月1日付けで取得している同僚二人が申立人を覚えている旨の供述をしていることから、期間の特定はできないものの、申立人がA有限会社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和24年7月28日付けで同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、これ以降に申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無い上、申立期間②において、同名簿の整理番号に欠番は無い。

また、A有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の記録は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

さらに、オンライン記録及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和25年4月29日以降、同社に係る被保険者資格を有している者は見当たらず、同社に係る被保険者期間を有していた者で、かつ、A有限会社に係る被保険者資格を26年1月1日付けで取得している者が17人いることが確認できるが、これらの者は、いずれも所在不明又は死亡しているため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

加えて、申立人及び同僚の供述によると、A有限会社は、申立期間②当時、40人から100人ほどの社員がいたことがうかがえるところ、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において同社で被保険者資格を有していた者は23人であることが確認できることから、申立期間②当時、同社では、社員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月頃から 38 年 2 月頃まで
昭和 36 年 5 月頃から 38 年 2 月頃までの期間、A社B事業所で勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険が未加入となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の子の具体的な供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA社B事業所で勤務していたことが推測できる。

しかしながら、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 30 年 9 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が記憶しているA社B事業所の同僚3人のうち2人は、該当者を特定することができず、残りの一人は、該当者を特定することができたものの、オンライン記録によると、同氏の同社に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらず、同氏が申立人と同社で一緒に勤務していたとされる時期については、厚生年金保険の未加入期間であることが確認できるところ、同氏は既に死亡しており、申立期間の同社における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、A社B事業所は、既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる資料は残っていない上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。